第 5 回

議員の定数等に関する検討委員会会議録

平成16年8月24日

相模原•津久井地域合併協議会

相 模 原 ・ 津 久 井 地 域 合 併 協 議 会 第 5 回議員の定数等に関する検討委員会会議録

○会議涉	欠第	1
○出席者	者名簿	2
○開	숲	3
○議	題	3
○そ の)他	18
○閉	슾	20

相 模 原 ・ 津 久 井 地 域 合 併 協 議 会 第 5 回議員の定数等に関する検討委員会会議録

日時:平成16年8月24日(火)

午後2時から

場所:神奈川県立相模湖交流センター

アートギャラリー

〈会議次第〉

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1)議会議員の定数及び任期の取扱いについて
 - (2) 事務事業の一元化について
- 3 その他
- 4 閉 会

〈出席者名簿〉

〇出席委員(12名)

山岸一雄委員長、梶野勲副委員長、久保田義則委員、佐藤賢司委員、小林一郎委員、 田中武夫委員、長友克洋委員、小野志郎委員、菊地原一朗委員、荒井三和委員、 荒井正次委員、永井宏一委員

〇合併協議会事務局職員出席者

田所直久事務局長、内田賢治事務局次長、片野憲治事務局次長、瀬戸雅彦主幹、網本淳副主幹、菊地原央主査

〇議会事務局

- <相模原市>白井武司議会事務局長、近藤義則参事兼議事調査課長、井上健二庶務課長、 長谷川雅一担当課長、小形秀雄主幹、今村由里副主幹、中島秀臣副主幹
- <城 山 町>八木正光議会事務局長
- <津久井町>柳川宝議会事務局長
- <相模湖町>井草浩議会事務局長

〇傍聴者

一般傍聴(21名)、報道関係者(1名)

開会 午後 1時58分

◎開 会

○山岸委員長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、只今より第5回議員の定数等に 関する検討委員会を開会いたします。

只今の出席委員は12名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名人といたしまして、2名の方をご指名させていただきたいと思います。 相模原市の長友克洋委員と相模湖町の永井宏一委員にお願いいたします。

◎議 題

口議題(1) 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

〇山岸委員長 それでは、議題に入らせていただきます。

議題の1、「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」を議題といたします。

この議題につきましては、前回の検討委員会で皆様から出されました具体的な意見を参考にして、各市町に持ち帰り検討することとなっておりました。そこで、各市町で検討されました結果につきまして、お伺いいたしたいというように思いますので、順次お願いしたいと思います。

最初に、城山の方からひとつお願いいたします。

菊地原委員。

○菊地原委員 城山では、本日、午前中、全協を開催いたしまして、全員の方から意見をお聞きしました。想定⑥、⑦について、これについて、在任特例ですけれども、全員の方が、それは考えてはいません、こういう意見でした。理由としては、経済状況のこの厳しい中の合併であるということと、それから、まず世論が許さないだろう。もう一点、失職覚悟で合併に臨んでいる方が大半を占めている、こういうことがわかりました。

それからもう一点ありまして、もう少し民意の反映ができるようなことができないかと。 これを検討していただきたい、こういう意見でございました。

以上でございます。

〇山岸委員長 続きまして、津久井町さんの方からお願いします。

○荒井(三)委員 前回、8月10日のこの会議で、個人的な私見として、在任特例についての必要性、あるいは経緯を含めて、その考え方を述べさせていただきました。その後、8月13日に議会の全員協議会、並びに昨日、23日に市町村合併問題特別委員会を開催いたしました。結論は出ておりませんが、その審議の状況について説明をさせていただきます。

まず、在任特例の必要性、経費、経費は報酬、期末手当の据え置き等でございますが、これらについて再度説明をした後、一定の議論を経まして、それぞれの議員に賛否を聞いたところ、欠席者を除き、3分の2の議員が在任特例が必要であるとの意見集約ができました。 津外井町の議員につきまして、在任特例を置く必要性があるとの判断から在任特例が多数を占めておりますが、ただ、一方においては、行財政改革という面も当然あろうかと思います。今後、必要性というのは、一口で言うならば、民意をどのように反映するかということにつきる訳でありますから、そういう視点から考えますと、明日の合併協議会に説明予定の地域自治組織の制度が、在任特例を置く必要性を補完する機能を有しているとするならば、在任特例についても併せ検討する必要があるだろうと、このように思っております。

なお、今回の1市3町の合併につきましては、何としても成立をさせなければなりません。 議員は勿論、市民、町民が、編入合併ではあるけれども、お互いが譲り合えるところは譲っ て、その着地点を見出さなければならないと、そのように考えております。従いまして、津 久井町議会としても、今まで在任特例を重点に審査をしてきましたが、次の会議におきまし ては、想定例の③番、合併時に増員選挙を実施する場合で、編入される区域を3選挙区とす る方法と、想定例の⑤、合併時に定数特例を適用し、合併後の最初の一般選挙において定数 特例を適用する場合、この二つも併せ審査を深めていくということを確認してございます。 このようなことで、次回の会議は、この2点も併せて、在任と同時に並行して幅広い議論を 深めていきたいと、そのように考えております。

以上です。

- 〇山岸委員長 では、相模湖町さん。
- ○永井委員 相模湖町では、昨日、23日に議会全員協議会を開きまして、定数特例の件について、全員の特別委員会ということになりますか、全員協議会で。また、全員ですからいろいろお話を聞きました。また、今までの、この前の話からいえば、想定例の③番、それから⑦番ということでいろいろ検討してきました。また、今回の場合になると、また⑤番が良いとか⑥番がいいとかと、いろいろお話も出ましたが、一応③番でいきますと、2、2、1という人口比例いくと、相模湖が1人というのは誠に大変だということ。また、私としまして

も、人口が少なくも一つの行政区でございます。一つの町ということを思いますと、もう少なくも2名は欲しいと。③でいきますと、2名は欲しいということがありますが、この自治 法による一般原則ということになりますと、またなかなか大変なこともございます。

そういうことでありますし、また、想定例の⑦番の在任特例ということもあります。ありますが、そこのところは、話がまだ一番のことは煮詰まっておりませんが、今、津久井町さんも話した、城山さんでも話した、民意がどういうふうな方向へ出るかということの難しい問題もございます。そういうことで、まだ本当のうちの方の議会はこうだということまでは、出ておりません。しかしながら、一番のあれは、何しろ1人という、今度、市会議員が、各選挙区毎でいったら相模湖が1人ということは、どうも納得がいかないというようなことが、お話を聞いていて、会議の中では一番多いというのが私たちの議会の意向でございます。以上です。

- **〇山岸委員長** それでは、相模原の方からひとつお願いいたします。
- ○久保田委員 以前と同様に、簡潔に申し上げますが、それぞれ地域の事情が異なることは、 十二分に私どもも理解はしております。そういった中で、私どもとしては、編入する議会の 議員は在任ということでございますが、一方、編入される市町村の議会の議員は失職という ことでございますけれども、要するに人口比率によるのが、公正、公平であろうと、このよ うに私どもは考えております。特に、この合併問題は、何といっても行革のことであります ので、むしろ、在任特例ということになりますと、行革に反するものであろうと、このよう に私どもは考えておりますので、住民の理解や一般的な常識からいって、やはり公平、公正 な人口比率の中で定数特例を望むところであると、このように私どもは解釈しておりますの で、よろしくお願いいたします。
- O山岸委員長 他にございませんか。 田中委員。
- ○田中委員 今、各町から報告されましたけれども、やはり民意の反映というのは非常に重要なことだと考えています。それで、そうかといって、一面ではやはり住民のご理解を得るということも判断の大きな材料かなと、そういうふうに思っていますし、そして、その両方を考えた場合には、56名ですか、それをやはり最大限に生かして解決するのが良いのではないかなというふうに考えています。今のところは、そういうところです。
- **〇山岸委員長** 今、出された意見を要約いたしますと、城山町さんが、最初に申しましたように、定数特例。これは、人口に比例して2、2、1ということの中で、大変厳しい状況下で、

2、2、1の定数特例でないと、町民、市民の皆さんの理解が得られないのではないかというような趣旨のご発言がございまして、ただ、懸念されることは、民意をどう反映するかということに問題がある訳でございますが、そこで、私の方で言ってしまうのもどうかと思いますが、今、合併協の今、原案の段階で検討されていることが、例えば、相模湖自治区とか城山自治区とか津久井自治区とか、そういう区制をとって、そこに協議会を作って、30人、50人の委員さん——まあ、適正規模が幾人がよろしいかね。最低30人規模ぐらいの一つの機関を作って、そこに町民の皆さんの意見反映をしていこうというようなことが検討されているというふうに伺っています。まだ提案されていませんから、今日言う言葉ではないんですが、たまたま菊地原委員さんの方から、そういう民意を反映できるような組織がきちんと位置づけられるなら、定数特例がよろしいのではないかというような意見が出ておりますので、今、敢えて言わせていただきました。

津久井町さんにつきましては、在任特例というようなことで、前回もおっしゃっておりますし、今回もそういうような取りまとめであったと。しかし、民意の反映ということが別の角度でいろいろ考えられるならば、また検討の余地もあるというように、私なりにまとめさせていただいておりますが、そういうことでよろしいでしょうか。

○荒井(三)委員 特に③のですかね。

〇山岸委員長 ええ。

それと、③というのは、要するに、傍聴者の方にわかるようにお話をいたしますと、皆さん、持っておられるかね。全員持っていますか。では、それで言った方がいいね。③につきましては、委員長が余り一人で説明をしてもいけませんので、事務局の方からちょっと説明をして、皆さんにわかるように説明してください。

議会事務局長。

○白井相模原市議会事務局長 資料の4ページのところの一番上の、③のところでございますが、こちらについては合併時に増員選挙を実施する。それで、増員選挙を実施する際に3選挙区を設けて行う。この3選挙区というのは、城山、津久井、相模湖のそれぞれの選挙区を想定してございます。

それで、この③の中で、上の方で図にあるのが一般的な原則になる訳ですが、相模原市が 現在、定数が46名になっています。それで、地方自治法の原則でいきますと、56名まで、 10名増やすことが自治法上可能です。それを46名にしているということでございますが、 その際に、原則でいきますと、相模原市の46名、人口でいくと62万人を前提にして、人 口に比例した形で3つの選挙区に定数を割り振る、これがまず原則でございます。そうしますと、3町で合計して5人の定数増が可能になります。それが、城山2、津久井2、相模湖1ということで、合計51になります。ただ、そこの図の下に、上から3分の1ぐらいのところで米印がございます。「選挙区別の定数は、原則として人口に比例して条例で定めなければならない」というのは、今申し上げたことですが、ただ、「合併時の増員選挙においては、人口に比例しないで定めることができる」ということで、こちらについては、先程申し上げた10人の範囲内で、3町に定数を割り振ることが可能になります。

それで、それを、例えば、どういう形で割り振ることが想定できるかというのは、下の表をご覧いただきたいと思いますが、(2)で人口に比例しない場合ということで、ここの中では、3町の人口比で10人を割り振ったものを掲げてございます。例として、中程にありますアのところ、端数を四捨五入すると、4、5、2ということで、これは11人になりますので、10人の数をオーバーしますので、これは成立しないんですが、その次のイの端数を切り捨てすると、3、4、1で8人とか、端数を五捨六入すると、3、5、2とか、こんな組み合わせが、3町の人口に応じて配分する場合にはこんなことが想定できる。

それで、先程申し上げましたように、1回だけは人口に比例しないでできると。これも人口には実は比例していない訳です、相模原の人口には比例していないということですから。それとまた、3町の人口に全く比例しない方法でも可能になります。ただ、これは1回限りということなものですから、今、合併の期日が平成18年3月31日を目標にしている訳ですが、そこで合併したとしますと、そこで増員選挙を行って、相模原市の議員の任期であります平成19年4月までのおよそ1年間について、人口に比例しない形での定数増が可能になります。それで、その後、19年4月に行われる一般選挙以降につきましては、選挙区を設ける場合でも、原則どおり人口に比例しなければいけないという、これが想定例③の中です。若干複雑ですが、原則と1回限り例外が使えるということでございます。

委員長、それだけでよろしいでしょうか。

〇山岸委員長 結構ですよ。

只今ご説明のとおりでございまして、また皆さんのご意見をお聞かせいただきたいと思いますが、相模湖町さんの関係、先程お話がございましたように、基本的には定数特例の2、2、1でいいんですが、ただ、1名になるということに対して、何とか配慮してもらいたいという意味の発言がされておりますが、それもごもっともな発言だなというように思いますし、共通に言われていることは、1名になると民意の反映がしにくくなるという心配をして

のことだというように思いますが、それは、先程申し上げましたように、一つの機関を作る ということで、民意の反映には問題ないというように思いますが、一つの意見として承って おきます。

他にひとつご意見がありましたら。今日はどしどしご意見を出していただいて、方向を見出したいというように思いますので。

佐藤委員。

○佐藤委員 せっかくこういう場ですから、この間、各町、それから市が持ち帰って、方向をまた出してきたわけですから、時間が余りありませんから、忌憚のない意見の交換をという委員長の方向ですから、出された答えに対して若干質問をさせて貰いたいと思います。

いろいろお話を聞いた中で、一つ、津久井町さんにお尋ねをするんですが、在任特例の説明のうち賛否を取られたら、3分の2の皆さんが賛成だったと、在任特例にということで。 残った3分の1の方のご意見の中にはどんなご意見があったのか、まず一点。

それから、必要に応じて民意をどうカバーしていくかという問題も、同時に出てくる問題だと。その場合に、地域自治も考えられる位置付けがあるというようなお話でしたけれども、それに対しては、どのような考えを持たれているのか、その辺をまず二点、お伺いいたします。

- ○荒井(三)委員 一点目の3分の2。議員定数は18名ですけれども、そのうち、議長は立場上ありますから意見を求めていません。あと、欠席が2人ということで、15名の意見ということですね。それで3分の2のというのか、具体的には10名が在任特例ということで、あと5名の内訳ということですけれども、これは、2人の方は、合併自体がもうナンセンスな話だと。合併自体に反対ですからということです。それからもう2人につきましては、在任特例につきましては、民意、住民の理解もなかなか得られないだろうと、そういう解釈ですね。もう1人いましたかな。今4人。
- ○小野委員 4人ですね。
- ○荒井(三)委員 もう1人は、ちょっと後で確認させていただきます。

それから、もう二点目の、それにかわるべき民意の反映方法ということですけれども、当日の特別委員会の中では深い議論まで至っておりません。更に、それについては、明日、具体に提案される訳ですから、先走った議論もどうかということで、実は私がその話をした訳ですけれども、その関係につきましては、もう少し協議会で議論を当然されると思いますから、その推移の中でやっていこうと。ただ、その中で、資料がもう既に配られておりますか

ら、その資料に対比が、比較表がございますわね。そういう資料も目を通した中で、私の意見としてお話をしたと。ただ、その資料の中で言われております地域自治区が、そうした法令に基づいたような運用解釈の中で、果たしてどこまで民意というものが反映されるのかどうかということの懸念はあります。ただ、それはまた後の議題とさせていただきたいと、こう思います。

- 〇山岸委員長 佐藤委員。
- **〇佐藤委員** ありがとうございました。

私は、先程うちの久保田委員からもお話がありましたとおりで、やはり合併に際しては、 形が編入ということでありますから、あくまでも原則は、2、2、1、この定数特例を適用 すべきだという判断でおります。

それから、在任特例に関しましては、確かに今回の7例の中にも、それから合併の方法の中にも認知された方法でありますから、それはそれで認めるところでありますけれども、やはり逆に言うと、民意をどうとるかというところに比重を置かないと物事は片付かないと私は思っておりますから。それから、第一に、在任でやった場合、そうすると、もし仮にそのままで在任をした場合でいくと、むしろ、市民にとって、住民数が極端に、今度は差が出てきますから、その辺でいくと、住民に対して非常に平等性に欠けるという基本的なところで、私は在任は無理だろうと。それからまた、民意も勿論。

それから、これはほかの市の例を取り寄せてみたんですが、他の市でも、在任をやられた結果の中で、後ほど住民投票が起きたり、市民の、町民の民意の中から議会がそれこそ解散してみたり、やはりまた非常に困難な事態も経過している合併の経過もありますから、私は、避けられるものは先から避けるべきだと思っておりますし、できれば、在任ではなく、津久井さんには、是非今言った民意をどう反映するかというところに比重を置いていただいて、またこの場では結論は出ないでしょうけれども、是非ひとつそういう方向の検討をしていっていただけるとありがたいなという感じがいたします。

以上です。

〇山岸委員長 ありがとうございます。

どうぞ、ご自由に発言をお願いします。

はい、小野委員。

〇小野委員 毎回思うんですけれども、正副委員長さん、本当にご苦労さまです。難儀なこと だと思うんですね。今もその真っただ中に私もいますし、恐らく正副委員長さんもいられる のかなと、そんな思いをしております。

1市3町それぞれ持ち帰った案件を、要するに示したわけですね。私、1人の委員として、 やはりこれは任意協議会の案件でございますよね。本来なら、本体の協議会の席上で併せて 結論を出していくというのが本筋かと思うんですけれども、とかくこういう案件は、どこの 協議会も、議会のことだから議員さんに任せてというような、そういうようなことが、本協 議会もそういう形をとった訳ですね。そのことを、決して私、忘れている訳ではございませ ん。それを直視した形の中で、若干、先程来、出ていることについて、自らの意見を言わさ せていただきたいと思います。

民意というふうなことがたびたび、今日、出ている訳ですね。通常、政治家というのは、 白いペーパーに名前を書いてもらって仕事をしなければいけない訳ですから、当然、住民の 方の意思表示を受けて、それを形にしていくと、こういうことも民意の表し方の1つだと思 うんですね。では、果たして、今回の今の現状のこの案件の民意の捉え方なんですけれども、 私は、ここはこのように考えます。

まず、それぞれの議会で、うちの議会はこれで行くんだというものを出さなければいけないと思います。それも、時間があり余るほどある訳ではございませんので、それは早く、やはりやらなければいかぬという事情が一つあろうかと思います。でも、かといっても、やはり話し合いの経過を大事にしなければいけないという議会もあろうかと思うんですね。

そして、先程来、非常に表現の仕方が苦慮されたと思うんですけれども、1人だったら病気になったらどうするんだと、そういうふうな、本当に切羽詰まったような意見も、私は自分の耳でしっかり聞きました。でも、併せて、この事柄の民意を、我々、要するに議会人は、委員としてでもそうですけれども、どのように折り合いをつけていくのかということが非常に私は大事だと思うんですね。そのためには、普段は、いただいた民意を形にしてきている訳ですね、我々、議員というのは。ところが、どうなんでしょうかね。私、この民意の捉え方というのは、ひとつ自分達の姿勢を自分達で出して、それを、要するに皆さんに判断してもらう。もちろん、その本体は任意協議会ですよね。任意協議会というのは法定協ではありませんので、あくまでも任意の、要するに話し合いの場ではないですか。そこのところも我々は頭のどこかに入れて、それぞれの議会をまとめていくという、この汗のかき方がないと、なかなか正副委員長さんは骨が折れると思います。

以上、私の意見でございます。

〇小林委員 一言申し上げますと、相模原の他の議員さんからも意見が出ておりますけれども、

想定例の⑤を想定いたしておりまして、2、2、1ということで、そういう意見集約のもとに参加をしてきております。ただ、これはやはり協議会の場でございますので、当然、津久井の3町の皆様のご意見も尊重しながらということで臨んでいる訳でございますが、私どもの、これは個人的になるかもしれませんが、市民の方のご意見等を反映していかなければならない立場な訳ですが、この流れとしては、津久井の3町の皆さんの住民の、皆さんのご意見を反映したいというお立場も非常にわかる訳ですが、私どもとしましても、市民の感情、意向というものがございますので、そういったことを考えますと、やはり気持ちとしては、何とか皆さんのご要望ということもあるんですけれども、非常に厳しいというのが率直な感情でございます。そこら辺をまた何とかいろいろご相談をして、工夫をしていきたいなというふうに思っております。

〇山岸委員長 荒井委員。

○荒井(三)委員 先程の佐藤委員からの反対5の内訳でしたけれども、合併自体が反対が2 と。それから、在任特例をとることが住民感情から拙いだろうというのが3でした。先程2 と申し上げましたが、3です。

それから、私は、住民感情、住民意識というものは、合併の方式によって、また編入と編入される側の意識の違いがあると思うんですね。今回は編入で、新設の場合と編入は相当の開きがあると思うんです。3町は編入される側でありますから、多分にこれは、相模原市さんの委員も十分ご承知のとおり、どうなるだろうかという物すごい不安感があるのは事実なんですね。その手段として、津久井町では在任特例を1年間ぐらいどうでしょうかという必要性をとなえながら、或いはまた経済的な行財政改革というのもありますから、据え置きの中でもいかがでしょうかということを提案している訳なんですね。

ですから、いずれにしても、この合併は何とかまとめなければいけないと、そういう前提がございますから、津久井町でも、何も在任に私は固執する考えはございません。ただ、そういう一つの考え方。私は一定の論理立てをしながら、そして市の皆さん方にも一定のご理解をいただけるような、それなりに工夫をし、今まで説明をしてきたつもりでおります。ですから、それがどうしても受け難いということであるならば、先程からお話に出ていますように、2、2、1の一般の相模原住民から見てのその算式だよということだけでは、私は、率直に言って、いかがかなと、こう思います。そこに、過渡期的においては、何らかの幅があっても、経過措置があっても良いのではないかと思うんですね。是非その点については、先程の地域自治区のことも含め、更に、2、2、1以外にも、事務局がお示しの③ですか。

そうした10名の枠の中で、先ほどちょっとお話もございましたけれども、そういう中で一 定の何か斟酌する方策はないだろうかということも兼ねて考えるべきではないかと思うんで す。

それで、はっきり申し上げて、やはり同じ立場で選挙をされている立場からすれば、これは有権者というのは物すごい意識がありますよ。その中で私が在任特例を説くということは、物すごい勇気が実は必要なんです。ただ、そういういろいろな方策の中で比較検討しながら、十二分に議論を深めて、それで、その結果がどうであったかということを、町民、市民にも説明するのが我々の立場ではないかと思うんですね。最初から、どうも市民、町民の理解が得られないということだけで片付けられるのは、私の本意ではないと思うんです。その辺をなるべくわかりやすく、データを客観的に分析して説明するというのは、なかなか難しいと思いますけれども、私なりに、こんな方法はどうだろうかということで、先般も係数も用いて説明をさせていただいたということでありますので、是非、今日、結論ということはいかないと思います。津久井町でももう少し選択肢の幅を広げて、その中から十二分に議論をさせていただいて、お互いの着地点、お互いが良かったと思われるような一つの決着を見たいなと、このように思っております。

- **〇山岸委員長** 他にございませんか。
- ○荒井(正)委員 相模湖の荒井でございます。

先程合併委員長の永井さんの方から一応お話がありましたが、私達の方といたしましても 想定例の③ということで、まず、地方自治法による一般原則として、関係区域は区域とする 選挙区についてを人口に比例しないで定めることができると。また同時に、合併時の増員選挙においては、人口に比例しないで定めることができるということは、先程言ったように、 私は、原則的に2、2、1でいくということは心得ております。しかしながら、1人という 議員の中において、地域の人に対して、先程委員長の方から地域自治区ができるというお話も出てきましたが、地域自治区ということは、また議員さんとは違った考えで物を申すようになると思います。そうすると、いかにしても議会が、この中の想定例の③の中で、先程 10ということもお話が出ましたけれども、やはり相模湖でも、初めに合併するときにおいて、2、2、1というときにおいたときには住民がどう思うだろうと。まず住民サイドも考えてくると思います。

この定員、要するに定員数で見ますと、相模湖が大体1万896人ということで1人ということは、他の方は3万、2万ということで2、2で、津久井町においてはもう1人増えて

もいいのかなと。自主的に考えているのは、3、3、2と。私達が1人増やすならば3、3、2でもいいのではないかなという私は心得もあります。そういった中で、いかにして相模湖が1人増やすかということではなくて、その地区の議員さんになったときに、1人でいいのかということは私自身も考えます。町民の皆さんも、全部の方が、12人もいた議員さんが1人でも大丈夫なのかよと。これは、1市3町になったときには1区間になりますから、これは皆さんがお互いにお話をし合えばできると思いますが、その限りではないと思うんです。そのために、私は、あくまでも、永井委員と同じように、2で進めることが一番良いだろうと。これも、皆さん方とお話をした中で合意ができれば、それも良いのではないかと。

先程田中さんの方から言いました、10ということも出ましたけれども、私は、そういうようなことが、議員数がたくさんいることが良いということではないんですが、それが民意の反映だと思います。1人で民意の反映というよりも、やはり2人、3人といることが民意の反映と。また、津久井郡が、要するに5人よりも6人、6人よりも7人というような、要するに、一つの昔からの津久井郡でございます。津久井郡の中でそういうことが一番良いと思うんです。

自主的には、私も⑦番という、その合併の在任特例というのが良いのかなと思うんですが、これは初めから話にはならないだろうと。要するに、この人数が全部行った場合、これは問題だなということで、やはり地域的に考えて、皆さんの比例に合わせて、私たちの方は2で、あくまでもしていこうではないかと。昨日の23日の全員協議会の中でも、私、ちょうど座長として中で、合併の審議委員長の永井さんも、それで良いだろうと。大勢の方も、それといろいろ問題も出ましたけれども、それが一番民意の反映になるではないかと、こんなことで、今日は、本当の昨日の話のまま、そのままに話をしたということでございます。

- 〇山岸委員長 長友委員、どうですか。発言してください。
- ○長友委員 前回の会のときも申し上げたんですけれども、合併というものは、行政改革の一つのといいますか、最大のものであると思いますし、そして、今、合併というものは、効率化というものも常にどの協議会でも必要とされて、その前提に則ってやっていると認識しておりますので、まず効率化ということは外せないということです。

それと、もう一つ申し上げたのは公平性であります。有権者の方々の1票というものは常に同じでなければいけないと思います。その原則に立って物事を進めるべきだと考えていますし、その大前提があるのであるならば、私は、その着地点ということは、違う意味で、先程委員長がおっしゃったような部分としてはあるかもしれませんが、協議をしていく上での

着地点というものの発想は、いささか気をつけなければいけないのではないかと思っています。

そして、想定例で申し上げるならば、③の部分での2、2、1という人口比例、それと定数特例による人口比例の2、2、1、このいずれかなんだろうと思っています。ただし、想定例③の方につきましては、条例改正が常についてくることであります。相模原市でも、定数条例を定めるときに、いろいろと過去にあった議論を踏まえると、もう一度合併をしたときに、どこかの時点でどういう定数が良いのかというのは考えなければいけないんだろうというふうに思いますので、できますれば、自治法上の定数を増やすということではなくて、特例で対応すべきではないかというふうに考えます。

以上です。

〇山岸委員長 他にいかがですかね。

小野委員。

○小野委員 今、長友委員さんの方から市の方のお考えをいただきました。私、初めて申し上げますが、この、要するに合併の、また我々が今課題としているこの件も、市議会の役割というのは、デカイなと思っております。それは、当然、今日のこの時間は再び来ない訳ですから、すべて前へ前へ進んでいくしかない訳ですね。そういうふうな観点から申し上げても、相模原市議会の今の46人の議員さんが、この定数について、議員の身分についてどのようなスタンスを持っていらっしゃるのかということが、私は非常に、要するに、重要な、且つそのことが、最終的な決断がもしかしたらそこでなされる可能性も、これは現実問題としてある訳ですね。

先程来、出ているように、自治法をもし使用する場合、3でも2でもいいですけれども、これは条例の改正が必要になる訳ですね。そうした場合に、我々が今対峙しているのは、市議会の委員さんの6人でございます。他の一人一人の議員さんがどういうふうなお考えを持っているかということはわからない訳でございます。そういうふうな意味合いからしましても、やはり相模原市議会のこのことに対するどのようなお考え方をされているのかというふうなことは、すごく私は大事なことであると認識しております。

以上でございます。

〇山岸委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 今、小野委員さんからお話がありました、相模原の議員さん46名は、もし定数 条例の改正や何かがあった場合、どんな判断を持たれるんだろうというところに大変興味を 持つ。興味というか、やはり考え方を聞いてみたいよという部分ですけれども、我々は、今日の段階でいきますと、正直言って、先日の前回から持ち帰って、ありがたいことに、皆さんがそれぞれ真剣に全協なり特別委員会を開いてくれて、昨日、今日。その中で一応町としての方向をどなたも持ち出してくれた、具体的に。その中で特に嬉しいのは、前回の会合の折に、津久井町さんの荒井さんからのお話を聞いていると、在任特例でずっといくのかなと思っていたら、話の中には、この1市3町の合併はどうしても成功させるということは議員が皆同意しているという、大事な根幹はそこにある訳で、その中で今出てきたお話を共通的に見てみると、どの議会も――小野さんは「民意」という言葉は好きではないかもしれませんけれども、やはり市民、町民の意向がどこにあるのか、それを大事にしていこう。それが、イコール議員の定数と並ぶんだろうという発想ですから、その点については、私も、多分、うちの議員さんの多くは同意だと私は思っておりますから、私は、今日出たこの会合の、もう一度皆さんがそこで一致ができるのならば、更にもう一度持ち帰っていただいて、更に掘り下げていただいた中で、一歩、民意をどうとるかというところの話をさらに詰めたら、いい方向に向かうんだろうと思っていますよ。是非ひとつそんな方向の捉え方でお願いしたいと思います。

〇山岸委員長 荒井委員。

○荒井(三)委員 合併は、先程長友委員からも、行財政改革という2つのうち1つの狙いがある訳ですけれども、私も長く行政で行財政改革を10数年間担当してきましたけれども、必ず行財政改革というものは、一時は経費の増大が伴うんです。これはもう避けられないんです。行財政改革というのは、5年、10年先を見た場合、どうかということの価値判断であって、目先のことだけを考えるべきではないと私は思います。どうしても一時においては経費増というのは、これはやむを得ない。また、経費増が伴ってしまうと、そういうことがあるということも是非ご理解をいただきたいと、こう思っております。

それから、先程佐藤委員さんから、全国的な例として、大変、合併に伴っての定数増が、 リコールだとか、いろいろな問題が出ていると、こういうお話もありました。確かに、新聞 紙上を見ましても、これは今回の1市3町の規模とは違う、例えば、秋田や新潟等を見ても、 10万前後で100人の議員だとか、あるいは山口県の周南市のように、15万7千でした か。76名だかで合併をして、報酬は据え置きだというものを、途中において、報酬審議会 は据え置けと言ったにもかかわらず、条例改正をして、高い、徳山市の44万5千円に上げ たがために、市民がリコール運動を起こして投票になったとか、或いは身近な例では、南ア ルプス市が7万4、5千人で、97、8人でしたかね。1年11カ月置いたものが、うまくないだろうということで、この秋に自主解散をして出直し選挙をするとかという例は確かにございます。そういったいろいろな情報というものは我々も機敏に判断解釈をして、こういう場で生かさなければいけませんけれども、ただ、そういう今いろいろと論じられているケースと今回がどうかというと、その辺の違いがあるということも、意識をそこに置く必要もあるのではないかと思うんですね。ですから良いということを言っている訳ではありません。やはり価値判断する場合には、その状態を正面から受けとめて、どこにどういう違いがあって、どういうことになったのかという、その分析をしつつ、この場でやはり参考にして論ずるべきではないかなと、そんなふうに思います。

先ほど佐藤委員さんからお話がありましたように、是非いろいろな意見も出ておりますから、私も先程津久井町の考えを申し上げましたけれども、それに固執することなく、それも 選択肢としておきながら、他の方法も何とか見出しながら次回へつなげたいと、こう思って おります。

- **〇山岸委員長** ほかにございませんか。
 - どうぞ。
- ○長友委員 先程、実は発言のときに申し上げようと思いながら忘れてしまったんですが、一番最初におっしゃられていた、城山町の菊地原委員の城山町での結果と決意というものについては、物すごく感服といいますか、感銘を受けました。大変なことだったんだろうというふうに思います。

そして、先程の小野委員の発言の件なんですけれども、議会としての、相模原の市議会として、定数の条例ですね。この合併とは別の次元だと思うんですが、どうのこうのという議論は、現在のところは出ていないんです。ただ、改選前の、法律が変わって、上限定数になったときの条例改正、条例制定のときの議論が一つの参考になるのではないかと思うんですが、46という数字を増やせとおっしゃっていた方と、現行のままだとおっしゃった方と、削減しろとおっしゃった方は、それぞれありました。結果的に、採決したときに、現行、そのままの46の継続ということに決まった訳ですけれども、私個人としては、相模原の市議会の現在の姿は、定数は、更に削減を考えるべきだと、こういう姿勢で考えていますので、合併も大切な要素であることは間違いありませんが、その意向というものは自分の中では恐らく変わらないだろうと、このように考えています。

〇山岸委員長 それでは、他にございませんようでしたら、実は、皆さんの意見を伺っていま

すと、相模原の方も定数特例、それから城山町さんも定数特例というような考え方を打ち出されておりますが、若干、相模湖さんと津久井町が違う訳でございますが、実は、明日の任意協議会に、私、委員長として状況報告をしなければならない訳でございますが、そういうことを考えますと、基本的には、2、2、1の定数特例ということを基本に、まだ調整する余地があるという段階で持ち帰っていただいたと、この程度に今日のまとめをしておいたらどうかなと思うんですが、いかがでしょうかね。

はい。

- 〇田中委員 明日、委員長が報告する訳ですか。
- 〇山岸委員長 そうです。
- ○田中委員 そうした場合には、確かに、今2、2、1という数字が出ましたけれども、想定例の③ですか、1ないし2という意見もそういうスタンスの中に含まれているので、やはり想定例の③でもってまだ調整中というか、そういったことでもって検討しているというふうにやっていただいた方がいいのかなと私は思うんですがね。
- 〇山岸委員長 基本的には、想定例の⑤が皆さんの主体的な考え方ですから、そこを中心に調整の余地を残しているというふうな表現の方がいいかなと。その方がより実態を報告しているように思えるので。どうでしょうか。

はい。

- ○荒井(三)委員 津久井町では、昨日、実は特別委員会をやっての明日ということですよね。 先程、その状況については縷々ご説明したとおりなので、そこまで幅を狭められますと、な かなか後の審議にもかなり影響してくるかなと思いますので、私の考えとしては、もう少し 幅広く、幾つかの選択肢を置く中で、もし報告されるならばお願いできないかなと、こうい うふうに思います。
- **〇山岸委員長** どうしますかね。一つの方向をしないと、もう5回やっている訳ですから。はい、どうぞ、佐藤委員。
- ○佐藤委員 何も、明日の委員長の報告のことで皆が苦労することもないんですけれども、委員長から提案がありましたので。私は、だから、今、津久井の荒井さんのご意見も十分わかるんですね。まだ、昨日やられたばかりだし、それからまた議会の皆さんにも十分な説明が必要だということでしょうから。ただ、この場の形としては、多くの意見が、やはり定数特例の中の意見があったと。尚且つ、微調整については、今後も各1市3町、調整をしながら結論に向かって努力しているというようなニュアンスの方が良いかなという感じがいたしま

す。

- 〇山岸委員長 どうぞ。
- ○小野委員 私も佐藤委員さんの意見で良いと思うんですね。委員長さんには非常に失礼かと思うんですけれども、数値は、私はやはり今の段階で出すのはどうかなと思うんですね。でも、委員長の立場、副委員長の立場、あろうかと思いますので、そして本体の兼ね合いもありますので、津久井町さんの、これはやはり全体がうまく前へ進んでいかないと、これは駄目だと思うんですね。そういうことも十分委員長さんの念頭にあるのは、私、承知しているんですけれども、どんなもんでしょうかね。表現としたら、やはり定数特例。これは、要するに③でも⑤でもある訳ですね。ただ、津久井さんの一つずつ重ねていかなければいかぬという、やはりそういうふうな事情も、やはり、例えば、私、城山の議会から出させてもらっているんですけれども、私はすごくそれを大事にしたいと思っております。そのことも念頭に入れていただいて、本当に非常に僭越ですけれども、良い字句を選んでいただければ幸いでございます。
- 〇山岸委員長 いずれにしても、今日の意見をそのままに報告しますと、三様の意見が出ているということなんですよね。定数特例と、それから在任特例と、そしてまた自治法の一般原則に基づく定数を決める方法と、この3つなんですよね。この3つのうちの三様の意見が今日出されたと。その大半は定数特例であったというのは皆さんがご存じのとおりですから、その辺をうまく文章化しまして、余地を残して次回に進むと、こういうことでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

O山岸委員長 では、事務局でそういう中身をよく理解しておいていただいてね。

────

◎その他

○山岸委員長 それでは、今申し上げましたような集約の中で。ただ、もう先の報告をしたりという事項もございますので、明日は明日で別でございますが、次回、もう一度、皆さん、お忙しいと思いますが、できれば9月7日の午後でも夜でも結構ですから、もう・・・。だから、予備日もあると思いますので、場合によったら5時頃からでも委員会を開くとか、皆さんにそういう努力をしていただいて、是非お願いしておきますが、皆さんがここへ出ている。

られて、空気を十分に認識して帰ってもらって、そのように各議員さんにも伝えてもらいたい。それでやはり導いてもらわないと、同じ感覚でやっていると、幾らやっても同じことになってしまいますので、是非ひとつ今日の議論を十分踏まえた中で、9月7日にもう一度、最終的にやったらどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

- **〇田中委員** 相模原市の場合には本会議がありますよね。それで、これは決算の総括ですから かなり長くなると思いますけれども、それが終わってからということになりますか。
- **〇山岸委員長** もちろん終わってからですよ。
- ○田中委員 8日という訳にはいかないんですか。
- 〇山岸委員長 8日は予定がみんな入ってしまっているんですよ。ですから、もう、できれば、 是非皆さん、3時でも5時でも時間設定して、ご協力いただければというように思うんです がね。

はい。

- ○小野委員 城山は、今、委員長の指定の7日で結構です。それで、時間は、実は城山も一般会計の決算の日なんですけれども、できるだけ遅い時間。例えば、先程言われたように、5時でも6時でも構いませんので、そういう時間の組み方をしていただければ幸いでございます。
- **〇山岸委員長** 他の町ではよろしいですか。

では、時間は、一応あらかじめ6時なら6時としておきましょうか。どうですか、事務局の方は。

はい。

- ○白井相模原市議会事務局長 今お話がございましたような形で、あと、PR、広報をする関係がございますので、場所は、順番でいきますと、多分、相模原の今度は順番になるかと思いますので、相模原で会場を確保させていただいた中で広報させていただきたい。ですから、あと時間を、今の6時でしたら、そこらあたりでおまとめいただければと思います。
- **〇山岸委員長** それでは、9月7日の6時、相模原ということで、会場は追ってお知らせする ということでいかがでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○山岸委員長 それでは、次回を9月7日の6時から相模原で行うということで、ご確認をお願いいたします。

他にないですかね。

それでは、事務局長。

○白井相模原市議会事務局長 本日の委員会の次第の中で、(2)としまして「事務事業の一元化について」が日程に上がってございます。更に、今日お配りした資料の中にもその内容が含まれています。ただ、こちらについては、第2回の検討委員会の際に、議員の定数及び任期の取扱いについての方向性が出た際にご検討いただくということになっておりますので、まだ今日、その方向性が出たとは理解しておりませんので、次回、改めて議題としてご提案させていただきたい、そのように思っております。

以上でございます。

〇山岸委員長 それでは、あとはいいですね。

その他に、何か委員の方々からお気づきの点がございましたら。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

◎閉 会

〇山岸委員長 無いようでしたら、本日の定数検討委員会はこの程度にいたしまして、閉会といたします。大変ありがとうございました。

閉会 午後 3時02分

相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程第8条第3項の規定により署名する。

平成16年10月8日

会議録署名人 長 友 克 洋

会議録署名人 永 井 宏 一